

特別養護老人ホーム「サンファミリア米沢」利用料金表

1. 介護保険一部負担額

令和3年8月1日現在

	税区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護サービス利用者負担額	非課税	多床室	日額	573	641	712	780	847
			月額(30日)	17,190	19,230	21,360	23,400	25,410
		個室	日額	573	641	712	780	847
			月額(30日)	17,190	19,230	21,360	23,400	25,410

費目	税区分	日額	内容
夜勤職員配置加算	非課税	16円	夜勤職員配置により加算
褥瘡マネジメント加算	〃	10円/月	褥瘡発生のリスク評価を実施し、褥瘡ケア計画を立て管理を行った場合
日常生活継続支援加算Ⅰ	〃	36円	要介護4及び5の方が70%以上又は日常生活自立度Ⅲ以上の方が65%以上又はたん吸引等必要な方が15%以上の場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	〃	22円	介護福祉士を80%以上 又は勤続10年以上介護福祉士を35%以上配置している場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	〃	8.3%	介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を加算
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	〃	2.7%	介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を加算
看護体制加算Ⅰ	〃	4円	常勤の看護師配置により加算
看護体制加算Ⅱ	〃	8円	常勤の看護師配置と24時間連絡体制を確保している場合
個別機能訓練加算Ⅰ	非課税	12円	個人の心身の状態から機能訓練計画を作成し実施した場合
個別機能訓練加算Ⅱ	〃	20円/月	前記Ⅰを算定し、個別機能訓練計画等の内容を厚労省に報告し必要な当該情報を活用した場合
生活機能向上連携加算Ⅰ	〃	100円/月	外部のリハビリ専門職等と連携し、個別計画を作成しICTにより助言等を受けた場合
生活機能向上連携加算Ⅱ	〃	200円/月	外部のリハビリ専門職等と連携し、個別計画による訓練した場合
ADL維持等加算Ⅰ	〃	30円/月	6月以上利用者が10人以上で、適切なADL評価を実施し厚労省へ提出及び調整済ADL利得平均値が1以上の場合
ADL維持等加算Ⅱ	〃	60円/月	前記Ⅰの要件ヲ満たし、調整済ADL利得平均値が2以上の場合
自立支援促進加算	〃	300円/月	医師の医学的評価に基づき、多職種共同で計画を作成実施し、3か月毎見直し、厚労省へ報告と情報活用を行っている場合
若年性認知症利用者受入加算	〃	120円	左記の方の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
外泊時費用	〃	246円	病院へ入院又は居宅に外泊した場合。1ヶ月に7泊8日を限度とする
初期加算	〃	30円	入所後30日以内加算
退所前後訪問相談援助加算	〃	460円/回	居宅にて退所後の療養上の指導を実施した場合
退所時相談援助加算	〃	400円	市町村及び老人介護支援センターに対し情報提供を行った場合
退所前連携加算	〃	500円	希望する居宅介護支援事業者に対して情報提供を行った場合
経口移行加算	〃	28円	経口摂取を進める為に特別な管理が必要な場合
経口維持加算Ⅰ	〃	400円/月	経口維持の支援を行った場合
経口維持加算Ⅱ	〃	100円/月	上記支援に、医師等が加わった場合
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	〃	3円/月	褥瘡発生のリスク評価を実施し厚労省に提出、褥瘡ケア計画を立て情報の有効活用とともに管理を行った場合
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	〃	13円/月	前記Ⅰを算定要件を満たし、現に褥瘡発生者いない場合
褥瘡マネジメント加算Ⅲ	〃	10円/月	褥瘡発生のリスク評価を実施し、褥瘡ケア計画を立て管理を行った場合
口腔衛生管理加算Ⅰ	〃	90円/月	歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを行うとともに、介護職員に助言・指導を行った場合
口腔衛生管理加算Ⅱ	〃	110円/月	前記Ⅰを算定し、口腔衛生等の計画内用等を厚労省に提出し、かつ当該情報を活用した場合
療養食加算	〃	6円/食	医師の食事箋による食事の提供(糖尿食、貧血食等)
配置医師緊急時対応加算①	〃	650円/回	配置医師が早朝及び夜間に診療を行った場合
配置医師緊急時対応加算②	〃	1,300円/回	配置医師が深夜(午後10時から午前6時まで)に診療を行った場合
栄養マネジメント強化加算	〃	11円	栄養状態の改善、維持に努めた場合
再入所時栄養連携加算	〃	200円/回	施設入所時とは大きく異なる栄養管理(経管栄養等)が必要になった場合
看取り介護加算Ⅰ	〃	72円	死亡日31日以上45日以下
		144円	死亡日以前4日以上30日以下
		680円	死亡日の前日及び前々日
		1,280円	死亡日
看取り介護加算Ⅱ	〃	72円	死亡日31日以上45日以下
		144円	死亡日以前4日以上30日以下
		780円	施設内で死亡した場合
		1,580円	死亡日の前日及び前々日 死亡日
認知症専門ケア加算Ⅰ	〃	3円	日常生活自立度ランクⅢ以上が入所者総数の半数以上で、技術的指導に関する会議を定期的で開催した場合

対象者のみの加算

認知症専門ケア加算Ⅱ	〃	4円	同上のことに加え、認知症介護実践指導者研修修了者を配置し、定期的に認知症ケアに関する研修を実施している場合
排せつ支援加算Ⅰ	〃	10円/月	医師等による入所時評価と排せつ支援計画の作成と実施及び厚労省へ当該情報の提出を行った場合
排せつ支援加算Ⅱ	〃	15円/月	前記Ⅰの要件を満たし、排せつ介護状態に改善があった場合
排せつ支援加算Ⅲ	〃	20円/月	前記Ⅱにおいて、オムツ使用がなしとなった場合
排せつ支援加算Ⅳ	〃	100円/月	排泄自立に向けた支援計画を立て実施した場合
在宅復帰支援機能加算	〃	10円	在宅復帰の為の支援・調整を行った場合
在宅・入所相互利用加算	〃	40円	個室を計画的に利用する場合
外泊時在宅サービス利用費用	〃	560円	外泊の際に施設より提供される在宅サービスを利用した場合
安全対策体制加算	〃	20円/回	施設内に安全対策部門が設置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
科学的介護推進体制加算Ⅰ	〃	40円/月	ADL他入所者の心身の状況等に係る基本的情報を厚労省に提出し、かつ必要情報を活用している場合
科学的介護推進体制加算Ⅱ	〃	60円/月	前記Ⅰ入所者情報に加え、疾病の状況や服薬情報等の情報も厚労省に提出している場合
身体拘束廃止未実施減算	〃	10%/日減算	身体拘束の廃止に向け適正な対応を行わなかった場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	〃	200円	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難となった場合

※介護保険負担割合証の負担割合が2割又は3割と記載されている方は、介護保険一部負担額はその割合を乗じた額になります。

2. 居住費・食費

	税区分			基準費用	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
居住費負担額	非課税	多床室	日額	855	0	370	370	370
		個室	日額	1,171	320	420	820	820
食費負担額	非課税		日額	1,500	300	390	650	1,360
居住費＋食費負担額	非課税	多床室	月額(30日)	70,650	9,000	22,800	30,600	51,900
		個室	月額(30日)	80,130	18,600	24,300	44,100	65,400

3. その他の利用料

費目	税区分	日額	内容
理美容料	税込	実費	施設内理美容室の利用
テレビ使用料	〃	165円	レンタルテレビ使用者
電気毛布・アンカ使用料	〃	55円	個人のものを使用する電気代
新聞・雑誌代	〃	実費	個人購読料
電話代	〃	実費	施設内公衆電話の利用
自動販売機使用料	〃	実費	施設内自動販売機の利用
催事参加費	〃	実費	各種催事参加費
日常生活品購入代行	〃	実費	購入依頼品の購入に要した金額
希望食	〃	実費	利用者の方が希望する食事を提供した場合
金銭管理費	〃	1,048円/月	年金手帳及び現預貯金等の預託希望者
文書料	〃	3,300円	健康診断書・死亡診断書・入所証明書・その他証明書等の発行
健康管理費	〃	実費	インフルエンザ予防接種等の費用

